

申請にあたっての注意事項

* 様式第1(第18条関係)・指定給水装置工事事業者指定申請書

表 面

- (1) 申請者の氏名又は名称・住所・代表者氏名は、登記簿謄本又は住民票等を確認の上記入。
- (2) 事業の範囲は管工業など営業目的を登記簿謄本等を参照に記入。

裏 面

- (3) 山口市の給水区域内で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地を記入。
- (4) 当該事業所において選任されることとなる給水装置主任技術者の氏名及び免状の交付番号を記入。

* 様式第2(第18条及び第34条)・誓約書

下記の事項に該当しない者であることを誓約するものです。1項目でも該当する場合、指定できません。

- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 山口市指定給水装置工事事業者規程第8条第1項の規程により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ホ 給水装置工事の業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 法人にあっては、その役員の内上記イからホまでのいずれかに該当するものがある者

* 様式第3(第22条関係)・給水装置工事主任技術者選任・解任届

- (1) 指定給水装置工事事業者は「指定を受けた日から2週間以内」に給水装置工事主任技術者を選任し、届出書を提出することとされていますが(水道法施行規則第21条第1項)、指定から受けた日から2週間以内に選任の届出が無い場合は指定の取り消しの要件となるため、申請受付に併せて届出書の提出をお願いします。
- (2) 届出書には確認が必要なため、給水装置工事主任技術者の免状の写し、または給水装置工事主任技術者証の写しを添付してください。

* 別表(第18条関係)・機械器具調書

下記の(1)～(4)の種別で種別ごとに1個以上の機械器具を有することが、指定の基準となります。1種別でも欠いている場合、指定ができません。

- (1) 管の切断用の機械器具(金切りのこ、パイプカッター等)
- (2) 管の加工用の機械器具(やすり、パイプねじ切り器等)
- (3) 接合用の機械器具(トーチランプ、パイプレンチ等)
- (4) 水圧テストポンプ